

申請時の注意点

・以下の点にご注意いただき申請をお願いいたします。

- ◆ 1 サービスで提供される監視ツール、監視機器は特定の型番に限定されます。同一シリーズ等、複数の型番での一括申請は認められません。1 サービスごとに1 申請（1 申請書）が必要です。
- ◆ 審査の結果、適合と認められたサービスについては、原則として審査申請書に記載されたサービス名称、サービス対象地域で初期登録をいたします。サービス基準の要件に該当しないものであっても、サービス展開前の変更については再申請となる場合があります。補足①
- ◆ 審査申請書のフォーマットを改変して申請することはできません。
- ◆ WEBサイト等、URLを提示することによる資料の提出は認められません。
- ◆ 書類はA4を定型とし、記載内容が目視確認できるサイズに整えたものをご提出ください。補足②
- ◆ サービス説明書に記載された各サービス要件と契約関連書類との間に整合性が認められない場合には、サービス基準の要件を充足していないと判断されることがあります。
- ◆ お助け隊サービスと、お助け隊サービスに含まれない別サービス（オプションなど）が明確に区別されている資料でご提出ください。なお、その対象範囲が不明確な場合はサービス基準の要件を充足していないと判断されることがあります。
- ◆ 対客用の各種資料は、実際のサービス展開時に使用されるものをご提出ください。補足③
- ◆ IPA、並びに審査事務局は申請書類の作成や、基準適合性の可否に関するご相談には応じることはできません。

補足① サービス展開後に発生した変更への対応方については、サービスリストへ登録後に別途ご案内いたします。

補足② デフォルトが印刷物や変型判など、また、大判での図式資料（組織図等）については、これに限定しません。

補足③ 審査時に提出されたサービス仕様書や規約関連の書類を安易に変更することは認められません。